

6 町民参加推進会議

① 池田町町民参加推進会議設置規則

平成20年6月9日
規則第54号

(設置)

第1条 町は、町民等の参加による町政運営の推進と町民の公益活動の拡大を図るため池田町町民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、自治運営に係る町民等による参加の推進状況の把握、及びその検証とあわせて当該検証結果の公表、その他町民等の参加に関する必要な事項について調査、研究及び審議する。

(組織)

第3条 推進会議は委員50名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民等
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括し、推進会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 特別の事項を調査、研究及び審議するため必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年6月9日から施行する。

② 委員名簿

氏 名	役員等	氏 名	役員等
勝野 邦彦	会長 第4部会部会長	笹野 守弘	"
吉田 英治	副会長 第2部会部会長	川島 行雄	"
小川 敏治	副会長 第3部会部会長	清水 勉	第3部会副部会長
久保田 健二郎	第1部会部会長	松岡 洋行	第3部会
野原 義己	第1部会副部会長	今西 武	"
河瀬 七子	第1部会	國枝 治郎	"
河村 勝博	"	野網 峰子	"
角田 君子	"	林 芳郎	"
阿部 恵美	"	林 直紀	"
谷口 良治	"	齋藤 義雄	"
小川 敦子	"	川瀬 勝一	"
長屋 文子	"	川本 正成	第4部会副部会長
岡崎 百合子	"	細野 勝	第4部会
勝野 孝子	"	竹中 紀	"
林 正子	第2部会副部会長	木村 正明	"
石田 吉和	第2部会	今西 勝美	"
今西 文子	"	坂口 貞子	"
山田 美恵子	"	加藤 優一	"
山田 美貴子	"	久保田 美恵子	"
山田 ひろ子	"	竹中 榮子	"
川瀬 八重子	"	纒縫 秀雄	"

計42名

7 池田町総合計画策定会議

① 池田町総合計画策定会議規程

(平成21年5月1日訓令第2号)

(設置)

第1条 池田町総合計画案を調査検討するため、池田町総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 策定会議は、委員長、副委員長及び20人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は町長、副委員長は総括部長の職にある者とする。

3 委員は町長が命じた職員とする。
(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、
その職務を代理する

(会議)

第4条 策定会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 策定会議においては、委員長が議長となる。

3 策定会議は、会議の際、議事に關係のある職員を出席させて意見を聴取し、
又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(策定幹事会)

第5条 策定会議に池田町総合計画策定に関する基本的事項の調査検討をさせる
とともに、策定部会相互の連絡調整を図るため、第2条に規定する委員
及び第6条に規定する部会長をもって組織する策定幹事会を置く

2 会長及び副会長は、前項の構成員の互選によって定める。

3 第3条及び前条の規定は、策定幹事会に準用する。

(策定部会)

第6条 策定会議に池田町総合計画策定に関する事項の調査検討を補助させるため、
策定部会を置く。

2 策定部会は、町長が職員のうちから命じた委員をもって組織する。

3 部会長及び副部会長は、前項の構成員の互選によって定める。

4 第3条及び第4条の規程は、策定部会に準用する。

(庶務)

第7条 策定会議及び策定幹事会の庶務は総務部総務課で、策定部会の庶務は部
会長の指名する委員で処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定会議及び策定幹事会の運営に関し必要な事項は委員長が、策定部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

② 委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏 名	役職等
委員長	岡崎 和夫	池田町長
副委員長	松原 輝雄	総括部長
委員	竹中 孝一	民生部長
//	牛嶋 勝一	建設部長
//	羽川 貞男	社会教育課長
//	内藤 貢二	総務課長
//	西科 敏彦	会計管理者
//	野原 邦介	情報政策室長
//	香田 勝巳	産業課長
//	森 道明	地域包括支援センター所長
//	野原 利雄	議会事務局長
//	伊藤 和幸	高齢福祉課長
//	寺戸 勝則	水道課長
//	坪井 一雄	健康福祉課長
//	高野 茂一	池田温泉総支配人
//	渡邊 正治	住民課長
//	高橋 亮造	学校教育課長
//	西田 正人	図書館長
//	野村 政光	税務課長

計19名

8 パブリックコメントに寄せられた町民の意見と町の考え方

意見者数25名、意見件数65件

分類	意見の内容（詳細）	意見に対する町の考え方
総合計画の推進について	計画通り実行していただき、よりよいまちづくりをめざしてください。	第五次総合計画は、7つの町政経営方針を軸とし、38個の「めざすまちの姿」を目標として設定することにより、その実現に有効な事業についての評価を行いながら、各種施策を展開していきます。
	すてきな池田町、住みよい池田町にしたいです。	第五次総合計画は、町民によるワークショップや町民参加推進会議など、町民と行政の協働により策定準備が進められました。今後、運用においても、協働型マネジメントシステムとして、町民との協働による評価や町民の目線からの事業提案などのしくみを確立していくことも視野にいれています。まちづくりの基本理念を踏まえ、地方分権・地域主権と住民自治にふさわしい行政と町民協働によるまちづくりを推進していきます。
	町民として、できることは率先して参加する意識を持ち、環境保全、ゴミ分別、ボランティア等、現在の実態状況を把握して地域を支える一員として、まちづくりに参画していきます。	第五次総合計画は、町民によるワークショップや町民参加推進会議など、町民と行政の協働により策定準備が進められました。今後、運用においても、協働型マネジメントシステムとして、町民との協働による評価や町民の目線からの事業提案などのしくみを確立していくことも視野にいれています。まちづくりの基本理念を踏まえ、地方分権・地域主権と住民自治にふさわしい行政と町民協働によるまちづくりを推進していきます。
	まちづくりは、身近で、できることから、町民がボランティアとして協力していきます。	第五次総合計画の反省を踏まえ、アンケート方式の町民意見を取り入れ、未達成目標の原因と対策を明確にしてください。
	第四次総合計画の反省を踏まえ、アンケート方式の町民意見を取り入れ、未達成目標の原因と対策を明確にしてください。	平成17年度より、各地区公民館などに提案箱を設置し意見募集、町長による地区懇談会で意見募集、中学生から高齢者まで53名による、グループインタビュー、また無作為抽出による700人を対象としたアンケート調査によって、より重要な課題はなにか、めざすべき方向性を明らかにし、町民が特に重要と考える38個の生活課題と、6つの目指すべき方向性を明確にし、めざすまちの姿の達成状況を測るために「ものさし(指標)」を設定しました。町と町民が共に計画・実行・点検・改善をしていく仕組みの中で、策定後は、目標に対して、どのような事業が有効のかを考えられるような、ゆるやかな町民参加を進めていきます。
	総合計画の基本理念、基本構想、基本計画共に非常によく仕上げられている。特にマーケティング手法を用いての「指標」づくりをしたことは、評価に値すると考えます。	「まちづくり指標」というものさしを使って定期的なアンケート調査により数値確認を行っています。改善されていない目標については、行政と町民が意見を出し合い「計画・実行・点検・見直し」の過程を踏みながら、改良と向上を図っていくことにより、目標の実現をめざしていきます。
	しかし、その運用面に於いて、過去において、計画的に運用がなされたと思えないものがあります。単なる情報の伝達に終わることなく、町民と行政が協働して、効果的な事業の推進ができるシステム作りが必要です。	目標に対する、どのような事業が有効のかを考えられるような、ゆるやかな町民参加を進めていきます。
	目標に対する、どのような事業が有効のかを考えられるような、ゆるやかな町民参加を進めていきます。	目標に対する、どのような事業が有効のかを考えられるような、ゆるやかな町民参加を進めていきます。
	目標に対する、どのような事業が有効のかを考えられるような、ゆるやかな町民参加を進めていきます。	目標に対する、どのような事業が有効のかを考えられるような、ゆるやかな町民参加を進めていきます。
町政経営の方針および、施策の考え方について	厳しい財政状況下にあって、事業は取捨選択をして行ってください。	第五次総合計画では、町民ニーズに基づいた明確な目標設定をしています。画一的な財政カットをするのではなく、目標達成のために有効性の高い事業に重点配分し、メリハリをつけたうえで、限られた財源を効果的に活用していきます。
	行政改革の推進を一層進めてください。	国の制度改正の動向や、社会、経済情勢を見て、町民にひらかれた行政、成果重視の行政経営、地方分権・地域主権と住民自治にふさわしい行政と町民協働による、改革を推進し、情報開示についても積極的に行います。
	少子化の最大の原因是、親が老後、子どもの世話をしなくならない、子どもで苦労することもないだろうとの思いから自活する人です。	今年度策定する次世代育成支援後期行動計画に「若い世代が親として成長することを支援する」と明記しています。いろいろな家族のあり方は認めつつも、家庭を築き、子どもを育てることの大切さや喜びを「生きがい」として伝えています。
	子ども数の減少に歯止めをかけ、将来子どもたちが元気に過ごせるまちづくりに期待します。	豊かな自然と地域のあたたかいつながりを活かした、子育てしやすい環境整備を行うことで、出生率の増加と若い世代の流入に期待します。又それぞれの保育園が地域の特色を活かした魅力ある保育園をめざしていきます。
	子どもたちが、少しでもマナーを身に付け、人として成長するような教育の推進をしてください。	将来目指すべき町政経営の方針と施策の、第6節で池田町は「まちづくりは、人づくり」を基本に据え、学校、地域および、公民館を拠点にして学校教育、生涯教育を推進するよう方針を定めています。「人づくりと教育環境の充実」の中で青少年の健全育成に努めています。
	子どもたちに朝食を食べてもらい、勉強や運動にはげでいただきたいです。	朝ごはんの大切さを学べる機会を積極的に設けていきます。
健康な生活を送るため、スポーツがその一端を担っています。体育協会等、民間団体との協働による一層の推進が必要です。	健康な生活を送るため、スポーツがその一端を担っています。体育協会等、民間団体との協働による一層の推進が必要です。	ご指摘のとおり、他市町の良い取り組みを参考しながら、町・体育協会・いけだスポーツクラブなどが一体となり連携を更に強化して、将来的に池田町体育協会が法人化され、充実した取り組みを推進できるよう、今後も支援と推進体制の強化を含めスポーツ振興に努めています。
	町民が望む健康で暮らしたいという問題に、少子高齢化、地域医療の充実といった、深刻な問題を、総合計画及び、健康増進計画の中で、一貫した運営を進めることができます。	「まちづくりは、人づくり」を基本に、子育て支援を充実し、親として子育ての喜びを実感でき、それが健やかな子どもの育成につながり、安心して、産み育てられる環境づくりに努めています。

分類	意見の内容（詳細）	意見に対する町の考え方
町政経営の方針および、施策の考え方について	「障がい者」に対しての支援が含まれていない。家族に障がい者がいるが、緊急時のショートステイ、入所など「サービスの量」が圧倒的に不足しており、将来に不安を感じています。	まちづくりの目標とめざすまちの姿は、町民目線にたった成果目標をはっきりさせるため、グループインタビュー、公民館などの提案箱や町長の地区懇談会での提案などと合わせ（1,161個）を集約整理して、町民が望むより重要な課題、また、めざすべきまちの方向性、町民が特に重要と考える28個のまちづくりの課題（生活課題）と、行政課題10個を追加し、38個のめざすべきまちの姿、6つの目指すべき方向性を明らかにしました。
	企業誘致、若者の定住にこだわるのでなく、有能な若者を育て、町外、日本全国、また世界で活躍できる人の育成も必要です。	ご指摘の意見も重要なことだと思いますが、現在の本町を考える上では、企業誘致や定住問題は最重要課題だと考えています。しかし、人材育成についても、若者の将来を考えれば育成にも努力していく必要があり、これに十分考慮した教育の推進に努めています。
	活力の創造と観光交流産業の推進といったミクロとマクロと一緒に捉えるのではなく、別にすることが必要です。	目指すべき7つの町政経営方針と6つの基本理念を踏まえ、細部にこだわるから、細部が伸びるのではなく、全体の調和をもとめるからこそ細部も伸びていいけるというように、活力あるまちを創造し、ローリング点検を進めていく中で、見直し検討していきます。
	地域社会の希薄化とは、言わない方がよいです。池田町は、まだ捨てたものでないです。	社会背景は、池田町に特定したことではなく、社会全般についてのべています。少子高齢化、核家族化が進む中で、ますます地域連帯意識を高めていくことが重要となります。住民による参画推進と組織化の推進、NPOなど行政、町業、団体との協働によるまちづくりを進めていきます。
	養老鉄道、自主運行バスは、経費負担、安全保障等難しい問題もあるが、高齢者等に配慮した移動手段の確保が必要です。	養老鉄道存続と、試行運転による自主運行バスの見直しを、地域の状況に応じた効率的な路線の選定等、町内公共施設や医療機関等への移動ができる体制整備、運行のあり方について検討を行っていきます。
	池田町の資源は、農耕地と池田山です。労働力の担い手も高齢となり、放棄地に近い田畠、池田山も荒れ山に近い状態です、この二つの資源の有効活用に力を注いで、池田町らしい景観の保持にも努めることができます。	山林所有者の同意を得て、国や県の補助を利用し、森林の適正な維持管理に努めています。
	優良農地確保、保全（農地転用による、住宅地の点在化がもたらすインフラ整備、経費の増大）、誘致進出企業との融合を図ることが必要です。	・土地の自然的条件、土地利用の動向、人口や産業の将来像を考慮しながら、農業の健全な発展を図っています。 ・工業団地の創設による企業誘致は、税収の向上、人口流出の防止、定住化の促進等町の将来において重要な施策であります。実施にあたっては、一団の土地を必要とするため、町の用途別基本方向に沿った土地利用を実行していきます。
	農地を鳥獣害から守り、耕作放棄地が出ない施策が必要です。	町民と行政が協働することで、農作物を鳥獣害から守っていく体制づくりに取り組み、新たな耕作放棄地の発生を防いでいきます。
町財政	町財政は現在健全なのか、健全でないとしたらその対策等、透明性を持った説明が必要です。	町財政は、現在、健全な状態であります。政権交代や県の行財政改革による変化の中でも健全財政を維持し、今後、財政状況が悪化しないように企業誘致等を進めながら町税など自主財源を確保すると共に、事務事業の見直しなどを行い経費の節減合理化に努めています。
	町財政は現在健全なのか、健全でないとしたらその対策等、透明性を持った説明が必要です。	また、町の財政状況については、広報やホームページにより公表しておりますが、今後も町民の皆さんに分かりやすい財務諸表等を作成し公表するよう努めています。

このほか、個別事業についての提案および意見について、多数のご意見をお寄せいただきました。紙幅の制約都合上、次のとおり、町としての考え方をお示しいたします。第五次総合計画において、重視したことのひとつは、目標がなにかを明確に示すことです。第五次総合計画において明確に掲げた38個の「めざすまちの姿」（目標）は、計画期間において変更する予定はありません。ただし、この目標を実現するための手段となるのは具体的な事業であり、これは、評価を繰返し、目標達成のために有効が高いと考えられる事業を実施していくことが重要です。そのためには、柔軟に改善・廃止・新規提案もしていくことが必要です。そのため、基本計画では、現時点において有効と考えられる事業を例示するにとどめています今後、具体的に実施する事業は、めざすまちの姿を実現するうえで有効かどうかという観点で、事業の評価を行い、実施計画にて示していきます。今回、ご提案あるいはご意見いただいた事業については、めざすまちの姿を実現するうえで有効が高い事業を検討していく際に、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

池田町第五次総合計画

平成22年3月

- 発行 池田町
- 編集 総務部総務課
〒503-2492
- 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1
- 代表電話番号 0585-45-3111
- FAX番号 0585-45-8314
